

徳島県技術シーズ創出調査事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、県内企業の新商品、新技術開発の促進による産業の振興を図るため、徳島県立工業技術センター（以下、「工業技術センター」という。）が中心となり、国等における本格的な提案公募型事業の採択に先立つ可能性試験等の予備的研究（以下、「研究」という。）を推進することを目的とする。

（実施方法）

第2条 本事業は、この要綱の定めに基づき実施するものとする。

（研究実施体制）

第3条 本事業は、工業技術センターの研究者、大学の研究者及び企業または、工業技術センターの研究者及び企業が研究グループを結成し、その構成員である工業技術センターの研究者がグループリーダーとなり、迅速かつ効果的に研究開発を行うものとする。

（構成企業の要件）

第4条 前条の研究グループを構成する企業（以下、「企業」という。）は、徳島県内に事業所を有する企業とする。ただし、同一研究グループ内に複数の企業が在する場合については、最低1企業が徳島県内に事業所を有していなければならないものとする。

（研究計画書の提出）

第5条 本事業による研究を希望する企業は、あらかじめ研究グループを構成する他の者からの同意を得た上で、工業技術センターが募集する期限内に、研究計画書（様式第1号）を工業技術センターの所長（以下、「所長」という。）に提出しなければならない。なお、同一研究グループに複数の企業が在する場合は、全ての企業の連名により研究計画書を提出するものとする。

（対象とする研究）

第6条 本事業の対象とする研究は、次の要件を満たすものとする。

- 一 新規性のある技術に基づき、事業化を指向していること。
- 二 本県産業への波及効果の大きいものであること。
- 三 国等における大型の提案公募型事業への採択を目指していること。

（審査）

第7条 所長は、研究計画書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本事業に採択するか否かの結果を研究計画書の提出者に通知しなければならない。

2 前項の審査に当たっては、研究グループの構成員に対して、その研究内容に関する調査を行うことができるものとする。

（研究契約書の締結）

第8条 前条第1項で採択された企業は、工業技術センター及び大学と研究契約書（様式第2号）を締結しなければならない。

（研究の対象経費）

第9条 本事業における研究の対象経費は、別表1のとおりとする。

（研究の経費負担）

第10条 企業は、研究負担金として、研究対象経費のうちの2分の1を負担する。この場合、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（委託契約書の締結）

第11条 所長は、迅速かつ効果的な研究を進める上で、研究内容の一部について、研究グループを構成する企業、大学の研究員が所属する大学等と委託契約書（様式第3号）を締結することができる。

（委託の対象経費）

第12条 委託契約書の対象経費は、別表2のとおりとする。

（研究の進捗）

第13条 研究実施期間中、技術開発の円滑な遂行を図るため、おおむね月1回程度、研究グループ内の研究者が集まり、研究進捗状況等の打ち合わせを実施しなければならない。

（研究計画書の内容変更）

第14条 企業は、研究計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ研究計画変更承認申請書（様式第4号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。

（研究の中止）

第15条 企業は、やむを得ない事情により研究を中止しようとする場合は、研究中止承認申請書（様式第5号）を所長に提出し、承認を受けなければならない。なお、研究グループ内に複数の企業が在する場合には、その1企業だけのやむを得ない事情であっても同申請書を所長に提出できるものとする。

2 所長は、本事業の研究を中止することがやむを得ないと認める場合は、研究契約書を締結している者と協議の上、中止することができる。

（信用失墜行為の措置）

第16条 所長は、企業が虚偽の研究計画書を提出するなど著しい信用失墜行為があった場合には研究を取消することができる。

(研究の結果報告)

第17条 研究グループが実施した研究の結果報告について、企業は、研究契約書に記載されている実施期間の最終日までに、研究結果報告書(様式第6号)を所長に提出しなければならない。

(研究経費の精算報告)

第18条 所長は、研究に要した経費の精算結果について、前条の報告書を受理した日から起算して30日以内に、研究経費精算結果報告書(様式第7号)を企業に送付しなければならない。

(提案公募型事業への応募)

第19条 本事業終了後、研究グループは、速やかに、国等における提案公募型事業に応募するよう努めなければならない。

(取得した設備等の帰属)

第20条 研究対象経費により取得した設備等は、県に帰属するものとする。

(特許権等の帰属)

第21条 研究の実施により生じた特許権等(特許権、実用新案権及び意匠権)及び特許権等を受ける権利は、原則としてこれを県に帰属させる。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

別表1 研究対象経費

経費区分	内 容
旅費	工業技術センター職員分
消耗品費	工業技術センターにおいて使用する試験研究用の消耗品
原材料費	工業技術センターにおいて使用する試験研究用の原材料
役務費	特許、技術情報等の検索手数料
機械装置費	試験研究に必要な分析等の機械装置で工業技術センターにおいて使用するもの
間接経費	工業技術センターが研究遂行に関連して間接的に必要とする研究開発環境の改善経費や事務運営（人件費を除く）に必要な経費
委託費	委託研究に要する費用
その他経費	その他、所長が特に必要と認める経費

別表2 委託対象経費

経費区分	内 容
旅費	試験研究用の旅費
消耗品費	試験研究用の消耗品
原材料費	試験研究用の原材料
役務費	特許、技術情報等の検索手数料
その他経費	その他、所長が特に必要と認める経費